

第一号議案

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則等の一部改正について

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年五月二十二日提出

大分県教育委員会教育長 山田雅文

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則等の一部を改正する規則

(学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則の一部改正)

第一条 学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則(昭和三十二年大分県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表の五の項の原因の欄中「及び参考人」を「、参考人、被害者参加人等」に改める。

(大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則の一部改正)

第二条 大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則(令和二年大分県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

別表第二の五の項の原因の欄中「参考人」の下に「、被害者参加人」を加える。

(大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則の一部改正)

第三条 大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則(令和二年大分県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一の五の項の区分の欄中「参考人」の下に「、被害者参加人」を加える。

附 則

この規則は、公布の日(令和八年六月一日)から施行する。

提案理由

職員が被害者参加制度を利用しやすい環境を整備するため、官公署への出頭に係る特別休暇の取得対象に被害者参加人を追加したので提案する。

○ 学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則（昭和三十二年大分県教育委員会規則第三号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行															
<p>第一条～第七条（略）</p> <p>第八条 条例第十一条による特に承認を与える場合及びその期間は次のとおりとする。</p>	<p>第一条～第七条（略）</p> <p>第八条 条例第十一条による特に承認を与える場合及びその期間は次のとおりとする。</p>																
<table border="1"> <tr> <td>原因</td> <td>特に承認を与える期間</td> </tr> <tr> <td>一～四（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>五 裁判員、証人、鑑定人、 参考人、被害者参加人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署への出頭</td> <td>その都度必要と認める日又は時間</td> </tr> <tr> <td>六～二十五（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </table> <p>2～4（略）</p> <p>第八条の二～第十一条の二（略）</p>	原因	特に承認を与える期間	一～四（略）	（略）	五 裁判員、証人、鑑定人、 参考人、被害者参加人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署への出頭	その都度必要と認める日又は時間	六～二十五（略）	（略）	<table border="1"> <tr> <td>原因</td> <td>特に承認を与える期間</td> </tr> <tr> <td>一～四（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>五 裁判員、証人、鑑定人及び参考人と して国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署への出頭</td> <td>その都度必要と認める日又は時間</td> </tr> <tr> <td>六～二十五（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </table> <p>2～4（略）</p> <p>第八条の二～第十一条の二（略）</p>	原因	特に承認を与える期間	一～四（略）	（略）	五 裁判員、証人、鑑定人及び参考人と して国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署への出頭	その都度必要と認める日又は時間	六～二十五（略）	（略）
原因	特に承認を与える期間																
一～四（略）	（略）																
五 裁判員、証人、鑑定人、 参考人、被害者参加人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署への出頭	その都度必要と認める日又は時間																
六～二十五（略）	（略）																
原因	特に承認を与える期間																
一～四（略）	（略）																
五 裁判員、証人、鑑定人及び参考人と して国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署への出頭	その都度必要と認める日又は時間																
六～二十五（略）	（略）																

○ 大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則（令和二年大分県教育委員会規則第七号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>第一条～第三十五条（略）</p> <p>別表第一（略）</p> <p>別表第二（第二十五条関係）</p>		<p>第一条～第三十五条（略）</p> <p>別表第一（略）</p> <p>別表第二（第二十五条関係）</p>	
<p>原因</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 裁判員、証人、鑑定人、参考人、被害者参加人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。</p> <p>六～十六（略）</p>		<p>原因</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。</p> <p>六～十六（略）</p>	
<p>休暇の期間</p> <p>（略）</p>		<p>休暇の期間</p> <p>（略）</p>	
<p>別表第三（略）</p>		<p>別表第三（略）</p>	

○ 大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則（令和二年大分県教育委員会規則第八号）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
第一条～第十八条（略） 別表第一（第十条関係）		第一条～第十八条（略） 別表第一（第十条関係）	
一～四（略） 五 裁判員、証人、鑑定人、参考人、被害者参加人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合	区分 略	一～四（略） 五 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合	区分 略
六～十七（略）	略	六～十七（略）	略
別表第二（略）		別表第二（略）	
休暇の期間		休暇の期間	

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則等の 一部改正について（議案概要）

1 改正を行う規則

- (1) 学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則（昭和32年大分県教育委員会規則第3号）
- (2) 大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則（令和2年大分県教育委員会規則第7号）
- (3) 大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則（令和2年大分県教育委員会規則第8号）

2 改正理由

職員が被害者参加制度を利用しやすい環境を整備するため、官公署への出頭に係る特別休暇の取得対象に被害者参加人を追加する。

3 改正内容

官公署への出頭に係る特別休暇の取得対象に被害者参加人を追加

- ア 学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則（第8条関係）
- イ 大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則（別表第2関係）
- ウ 大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則（別表第1関係）

※ 被害者参加制度とは、一定の事件の被害者、遺族等が、刑事裁判に参加して、公判期日に出席し、被告人質問等を行うことができるもの。裁判所から刑事裁判への参加を許された被害者、遺族等は「被害者参加人」と呼ばれる。

4 施行期日

公布の日（令和8年6月1日）から施行する。